

偏見や差別のない 社会の実現を目指して

～8月は人権強調月間です～

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

市民人権意識アンケート

平成27年度に実施した市民人権意識アンケートから、障害のある人と外国人の人権に関する集計結果をお知らせします。なお、他のアンケート結果は、市ホームページに掲載しています。

障害のある人の人権について

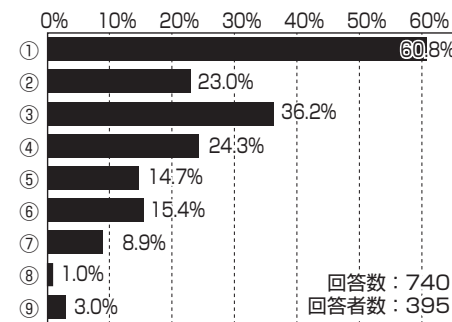
「障害のある人や障害について、人々の理解が不足していること」が最も多く、「就労の機会が十分に確保されていないこと」、「施設などの受け入れ体制が十分でないこと」と続いています。

障害者差別解消法では、行政機関などに、障害のある人に対して必要かつ合理的な配慮をしなければならぬと義務付けています。障害のある人への理解が不足していると気付いた人から、共に支え合える環境を作っていきましょう。



問 障害のある人に関してどのような人権問題が起きていますか。(選択2つまで)

- ①障害のある人や障害について、人々の理解が不足していること
- ②差別的な言動をされること
- ③就労の機会が十分に確保されていないこと
- ④施設などの受け入れ体制が十分でないこと
- ⑤交通機関、道路、店舗、公園などがバリアフリー化されていないこと
- ⑥一般社会や施設内において、いじめや虐待を受けること
- ⑦アパートなどへの入居が、障害者というだけで制限されること
- ⑧その他
- ⑨無回答



みんなで築こう人権の世紀

人権とは、人が人として幸せに生きるために、全ての人が生まれながらに持っている基本的な権利です。2度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重こそが平和の基礎であるということが世界の共通認識となり、恒久平和の願いを込め、21世紀は「人権の世紀」と言われています。我が国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、違いを認め合う心を育み、未来へつなげていくための啓発活動を展開することとしています。



毎年8月は人権強調月間です。今年度は「考えよう相手の気持ち未来へつなげよう違いを認め合う心」を啓発活動のスローガンに掲げ、全国一斉に取り組みが展開されます。

外国人の人権について

「それぞれの民族の文化や生活習慣があるので、日本に居てもそれが尊重されるべきで、日本はいろいろな文化と共存できる社会をつくるべきだ」が「日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をするべきだ」の2倍以上となっています。

今後、オリンピック・パラリンピックの開催や大型外国客船の乗り入れなど、外国人の来日が増えることが予想される中、いろいろな文化などの違いを認め合って、共存できる社会を築いていきましょう。

人権啓発ミニフェスタ

12月18日(日)に、アゼリアホールで人権啓発ミニフェスタを開催します。

「ミニオンズ」の映画上映や、「誰も知らない子育ての正解」と題して、テレビでお馴染みの菊地幸夫弁護士による子どもの人権などをテーマにした講演を予定しています。多くの方の参加をお待ちしています。みんなが人権について考えてみましょう。

人権に関する法律

昨年度から今年度にかけて成立・施行した、人権に関する法律を紹介します。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

昭和47年の男女雇用機会均等法の施行以降、就労や社会の中での地位など、女性の人権に関する取り組みがさまざまに試みられるようになりました。

本法では、都道府県や市区町村だけでなく、民間企業にも女性の活躍に関する行動計画策定などの義務を課しています。



ヘイトスピーチ対策法

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

国籍や民族の違いを理由とする差別をおったり、外国出身者に対し著しく侮辱したり、地域社会から排除することを扇動するような憎悪表現をする「ヘイトスピーチ」への対策法です。

障害者差別解消法

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としたものです。



問 外国人の日本での暮らし方について、あなたは次の考え方のどちらに近いですか。(選択1つ)

- ①それぞれの民族の文化や生活習慣があるので、日本に居てもそれが尊重されるべきで、日本はいろいろな文化と共存できる社会をつくるべきだ
- ②日本に住む以上、日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をするべきだ
- ③その他
- ④無回答

